

労 災 保 険 率 表

(平成24年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率	
		改定前	改定後
林業	林業	1000分の 60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の 32	1000分の 20
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 41	1000分の 40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の 87	1000分の 88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の 30	1000分の 19
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の 6.5	1000分の 5.5
	採石業	1000分の 70	1000分の 58
	その他の鉱業	1000分の 24	1000分の 25
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の103	1000分の 89
	道路新設事業	1000分の 15	1000分の 16
	舗装工事業	1000分の 11	1000分の 10
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 18	1000分の 17
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の 13	
	既設建築物設備工事業	1000分の 14	1000分の 15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 9	1000分の 7.5
	その他の建設事業	1000分の 19	
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の 6.5	1000分の 6
	たばこ等製造業	1000分の 5.5	1000分の 6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4.5	1000分の 4
	木材又は木製品製造業	1000分の 15	1000分の 13
	パルプ又は紙製造業	1000分の 7	1000分の 7.5
	印刷又は製本業	1000分の 4.5	1000分の 3.5
	化学工業	1000分の 5	
	ガラス又はセメント製造業	1000分の 7.5	
	コンクリート製造業	1000分の 14	1000分の 13
	陶磁器製品製造業	1000分の 18	1000分の 19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の 7	1000分の 6.5
	非鉄金属精錬業	1000分の 8.5	1000分の 7
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の 7.5	1000分の 7
	鋳物業	1000分の 19	1000分の 17
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の 11	1000分の 10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の 7.5	1000分の 6.5
	めつき業	1000分の 6	1000分の 7
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 6.5	1000分の 5.5
	電気機械器具製造業	1000分の 3.5	1000分の 3
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 5	1000分の 4.5
	船舶製造又は修理業	1000分の 23	
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の 3	1000分の 2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 4		
その他の製造業	1000分の 7.5	1000分の 7	
運輸業	交通運輸事業	1000分の 5	1000分の 4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 11	1000分の 9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 12	1000分の 11
	港湾荷役業	1000分の 17	1000分の 16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3.5	1000分の 3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13	
	ビルメンテナンス業	1000分の 6	1000分の 5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 7	1000分の 6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の 3	1000分の 2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 4	1000分の 3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の 3	1000分の 2.5
その他の各種事業	1000分の 3		

注) 改定後が空欄の事業については改定は行われぬ。